

平成30年7月豪雨による被害状況等について
(第34報)

1 厚生労働省における対応

- 7/2 13:30 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 7/7 12:00 第1回省内課長級会議開催
- 7/8 8:30 厚生労働省災害対策本部設置
- 7/8 14:00 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催
- 7/9 14:00 第2回省内課長級会議開催
- 7/9 17:30 中国四国厚生局内に「厚生労働省現地対策本部」を設置
- 7/10 16:45 第2回厚生労働省災害対策本部会議開催
- 7/10 17:00 厚生労働省被災者生活支援チーム設置
- 7/12 18:30 第3回省内課長級会議開催
- 7/13 14:00 第4回省内課長級会議開催
- 7/14 13:00 第5回省内課長級会議開催
- 7/15 11:00 第6回省内課長級会議開催
- 7/16 13:00 第7回省内課長級会議開催
- 7/17 11:30 第8回省内課長級会議開催
- 7/19 19:30 第9回省内課長級会議開催

○ 加藤厚生労働大臣の現地視察

7月12日、広島県三原市を訪問し、本郷取水場等を視察。

7月14日、愛媛県大洲市を訪問し、介護老人保健施設等を視察。

○ 職員の現地等への派遣状況（7/20 07:30現在）

現在、18名が活動中。

【広島県：7名、岡山県：7名、愛媛県：4名】

累計で53名。

2 医療関係

(1) 医療関係全般

7月6日 高知県 7:17 EMIS 警戒モードに切り替え。

京都府 11:23 EMIS 警戒モードに切り替え。

愛媛県 12:30 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 7月7日 11:54 EMIS 災害モードに切り替え。
山口県 13:42 EMIS 警戒モードに切り替え。
広島県 14:05 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 19:51 EMIS 災害モードへ切り替え。
徳島県 14:51 EMIS 警戒モードに切り替え。
滋賀県 15:09 EMIS 警戒モードに切り替え。
岡山県 15:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 7月7日 12:02 EMIS 災害モードに切り替え。
鳥取県 16:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
香川県 17:10 EMIS 警戒モードに切り替え。
兵庫県 22:50 EMIS 警戒モードに切り替え。
7月7日 島根県 0:57 EMIS 警戒モードに切り替え。

(2) 医療施設（精神科病院を除く）の被害状況

都道府県	市町村	被害のある医療機関数	現在も支援が必要な医療機関数	備考
広島県	呉市	22	<u>0</u>	断水
	尾道市	23	<u>4</u>	断水
	三原市	12	<u>1</u>	断水
	江田島市	6	0	断水
岡山県	倉敷市真備町	1	0	
	岡山市	1	0	
	高梁市	1	0	
愛媛県	西予市	3	0	断水
	大洲市	10	<u>1</u>	断水
	宇和島市	7	<u>2</u>	断水
長崎県	県内	5	0	
京都府	亀岡市	1	0	
	福知山市	1	0	
	海田町	1	0	
福岡県	北九州市	1	0	
合計		95	<u>8</u>	

その他、現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) DMAT の状況

7月14日をもって活動終了。

(4) 救護班の状況

医療チーム	活動チーム数			計
	広島県	岡山県	愛媛県	
日本医師会 (JMAT)	4	15	0	19

(5) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売業販売関係

現時点では、通行止めの影響による輸送遅延を除き、医薬品・医療機器の安定供給等に係る被害情報無し。

(6) 衛生用品等の支援状況

- 7月15日(日)に岡山県から政府の非常災害対策本部を通じて、倉敷市真備町の真備総合公園体育館に生理用品1万セットを供給するよう要請があった。(一社)日本衛生材料工業連合会(日衛連)に対応を依頼。到着済み(16日(月)午後)。
- 7月16日(月)広島県から政府の非常災害対策本部を通じて、東広島市東広島運動公園に生理用品200セットを供給するよう要請があった。日衛連に対応を依頼。到着済み(18日(水)午前)。
- 7月16日(月)岡山県倉敷市から、①弾力包帯2,100個、②日焼け止め5,000個、③弾性ストッキング5,000個を供給するよう要請があった(18日(水)送付先決定。弾力包帯、弾性ストッキングは倉敷市保健所、日焼け止めは真備総合公園体育館)。日衛連(①)、一般用医薬品連合会(②)、竹中医療器(株)(③)に対応を依頼(③については、18日(水)夕刻に到着済。その他は、今週中に到着予定)。

(7) 病院の患者用給食の提供について

業界団体に確認したところ、現時点では、安定供給等にかかる支援を必要とする会員企業はない。また、業界団体へは患者用給食の提供ができない病院があれば、支援するよう要請している。

(8) 歯科保健関係の支援活動の現状について

- 岡山県
 - ・ 7/18より県歯科医師会チームが順次活動開始(各避難所を担当制とし、21チーム、21か所の避難所で活動予定)。活動としては、歯科相談・健診の実施、質問票の配布による歯科医療ニーズの把握、口腔ケア等の啓発資料の配布を予定。
 - ・ 7/18、19 倉敷市で保健所の歯科衛生士、県歯科衛生士会の歯科衛生士

が避難所を訪問(1日2~3カ所、1施設40分程度)し、歯科保健指導を実施予定。

- ・現段階では歯科関係で追加の人的支援や物資の依頼はなし。

○ 広島県

- ・7/10に広島県災害時公衆衛生チームとして口腔ケアチームを設置。
- ・7/12に県の口腔ケアチーム(県歯科医師会、県歯科衛生士会に派遣依頼)を現地避難所へ派遣し、口腔ケア、アセスメント等実施。
- ・7/17時点では、1チームが6か所の避難所で活動し、活動日数は3日。口腔ケア、アセスメント、デンタルリンスや歯ブラシ等の配布を実施。
- ・現段階では歯科関係で追加の人的支援や物資の依頼はなし。

○ 愛媛県

- ・7/18時点では口腔ケアチームの設置なし。避難所や在宅を訪問する保健師が、健康調査に併せて歯科保健関係の資料を配付及び周知している。
- ・現段階では歯科関係で追加の人的支援や物資の依頼はなし。

(9) 看護関係の支援活動の現状について

○ 岡山県

- ・7/15より倉敷市の避難所(2か所)へ各2名、総社市の避難所(1か所)へ2名、日本看護協会が災害支援ナースを派遣。7/18より倉敷市の避難所(1か所)に追加で2名派遣(倉敷市計3か所、総社市1か所)。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況(7/20 07:30現在)

- ① 全都道府県に、水道の被害状況について積極的に情報収集するよう要請。また、日本水道協会に対し、応急給水・応急復旧の支援を行うよう依頼。同協会と被害情報を共有しつつ、適切な応援体制が確保されるよう調整中。
- ② 岡山県1市で540戸(1事業体)、広島県7市1町で20,197戸(10事業体)、愛媛県3市で5,604戸(4事業体)の計24,290戸(15事業体)が断水中。(前回(7/19 12:00)報告比▲2,051戸)

※ 広島県呉市における1,800戸への給水開始等により、断水戸数が減少。

(2) 全体の対応状況

- ① 応急給水については、岡山県、広島県、愛媛県の3県10水道事業者に対し、中国・四国の水道事業者に加え、関西、九州等の水道事業者の支援(給水車合計94台、200名以上)の他、自衛隊、海上保安庁等による支援

を得て実施中。

- ② 広島県、岡山県、愛媛県等の被災水道事業者等における被災状況や復旧状況、要望を職員派遣等により聴取しつつ、復旧作業の進捗に応じて必要となる技術者の支援等が円滑に進むよう調整中。
- ③ (公社)日本水道協会を通じた災害復旧支援や、自治体間の応援協定等に基づく支援として、15水道事業者が技術職員を被災地に派遣し、早期復旧に向け、被害状況調査、漏水調査業務、通水作業、復旧計画策定支援等を実施している。

(3) 広域的な断水が生じている水道施設の復旧状況

① 土砂災害による被害を受けた施設

堆積した土砂・破損設備等の撤去を実施した上で、復旧を進めている。

- ・ 広島県呉市、江田島市の断水的主要原因となっている広島県企業局の導水トンネルにおいて、通常開放されている開閉ゲートが土石流で損傷し、トンネル内に落ちて閉鎖していたと判明。このため、ゲートの引き上げ作業を実施、浄水場への送水を開始。順次各家庭への給水を再開しており、7/19までに呉市では61,600戸、江田島市では9,685戸において給水を再開。

呉市においては、現在断水中の6,400戸うち3,200戸についても7/20までに給水を再開の見込み。3,200戸(川尻地区)については、現地調査結果を踏まえ、応急復旧計画の検討中。

- ・ 愛媛県宇和島市において断水的主要原因となっている南予水道企業団吉田浄水場については、土砂崩れのため、浄水場が損壊。このため、2か所に仮設浄水設備を整備することにより対応することとし、用地確保、水利権の調整が完了し、整地等、設置作業の準備を開始。

南予水道企業団からの受水地域への宇和島市自己水源の融通等により、6,568戸のうち1,481戸への給水を見込んでおり、7/19までに1,447戸において生活用水としての給水を再開。

② 冠水した取水施設及び浄水場、その他

冠水した施設の排水、施設の清掃、設備の点検・整備作業等を実施した上で、順次各家庭への給水を再開している。

- ・ 広島県三原市、尾道市等において断水的主要原因となっている広島県企業局本郷取水場については、排水作業が完了後、施設の被害状況を確認の上、点検、清掃、修理を行い、送水を再開。

尾道市では、広島県企業局から尾道市への送水再開、市の水源の融通等により、7/19までに58,647戸のうち56,323戸において各家庭への給水を

再開。残る2,324戸についても7/21までに給水を再開の見込み。

- ・広島県三原市の断水の主な原因となっている西野浄水場については、原水の濁度が低下し稼働を再開し、三原市では、7/19までに33,002戸において給水を再開。
- ・岡山県倉敷市の8,900戸の断水の原因となっている真備浄水場については、施設の状況を確認し、復旧作業に着手。真備地区には岡山県広域水道企業団から倉敷市への送水が可能であるため、その水を利用して8,900戸に対して9時～17時まで生活用水（飲用不可）としての給水を再開し、7/16に真備地区の小田川から南の区域1,300戸において飲用水としての給水を再開。
- ・岡山県高梁市では、水源池の冠水により故障したポンプの交換等の復旧作業を実施し、全ての地域について断水が解消。
- ・愛媛県大洲市では、冠水した水源池（10か所）の復旧作業を完了し、全ての地域について生活用水としての給水を再開。

県・市町村名	断水戸数（戸）※1		断水期間	被害等の状況
	最大	現在		
【岡山県】 にいみし 新見市	644	540	7/6～	・ 浄水場が冠水、水道管が破損 ・ 応急給水実施中（中国・県内の5水道事業者（給水車6台）及び自衛隊）
【広島県】 ひろしまし 広島市 (さかちよう 坂町含む)	13,300	1,760	7/7～	・ 水道管が破損 ・ 応急給水実施中（自衛隊）
くれし 呉市	78,000	6,400	7/7～	・ 広島県企業局※2の送水が停止、水道管が破損 ・ 応急給水実施中（関東・九州の10水道事業者（給水車13台）及び自衛隊） ・ <u>技術支援実施中（中国・四国の5水道事業者、最大24名が通水作業、漏水調査等を実施）</u>
えたじまし 江田島市	11,134	1,449	7/7～	・ 広島県企業局※2の送水が停止、水道管が破損 ・ 応急給水実施中（九州・県内の4水道事業者（給水車7台））
たけはらし 竹原市	1,622	560	7/8～	・ 水道原水（地下水）の濁度上昇、水道管が破損 ・ 応急給水実施中（中国・県内の4水道事業者（給水車4台）） ・ <u>技術支援実施（出雲市の職員4名が被害状況調査を実施、現場到達困難な区域を除き調査完了）</u>
ひがしひろしまし 東広島市	1,062	50	7/7～	・ 施設被害等 ・ 応急給水実施中
みはらし 三原市	38,856	5,854	7/7～	・ 施設被害、水道管が破損 ・ 広島県企業局※2の送水が停止 ・ 応急給水実施中（関西・九州・中国・県内の18水道事業者（給水車19台）、自衛隊及び海上保安庁） ・ <u>技術支援実施中（四国・県内の2水道事業者の職員8名が被害状況、漏水調査等を、広島県が復旧計画支援を実施）</u>

おのみちし 尾道市	58,647	2,324	7/7～	・ 施設被害、水道管が破損 ・ 広島県企業局※ ² の送水が停止 ・ 応急給水実施中（関西の8水道事業者（給水車8台）、自衛隊及び民間企業）
【愛媛県】 うわじまし 宇和島市	6,568	5,121	7/7～	・ 南予水道企業団※ ³ 吉田浄水場からの送水が停止、水道管が破損 ・ 応急給水実施中（九州・県内の11事業者（給水車12台）及び自衛隊） ・ 技術支援実施中（仙台市の職員10名が漏水調査等を実施） ・ 技術支援実施中（南予水道企業団において、横浜市の職員3名が仮設浄水場復旧計画等の支援を実施）
せいよし 西予市	2,685	205	7/7～	・ 水道管が破損、浄水場が冠水 ・ 応急給水実施中（県内の1水道事業者（給水車1台）及び自衛隊）
松山市	290	27	7/6～	・ 水道管が破損、水道原水（地下水）の濁度が上昇、 ・ 応急給水実施中
給水再開				
【北海道】 らんこしちょう 蘭越町	158	0	7/5～6	・ 水道原水（湧水）の濁度が上昇
【長野県】 おおしかむら 大鹿村	10	0	7/7～8	・ 取水口の土砂堆積
【岐阜県】 たかやまし 高山市	397	0	7/6～8	・ 水道原水（表流水）の濁度が上昇
ひだし 飛騨市	10	0	7/9	・ 水道管が破損
せきし 関市	277	0	7/8～12	・ 土砂崩れにより配水池が埋没、水道管が破損
げろし 下呂市	12	0	7/8～13	・ 水道管が破損
【京都府】 まいづるし 舞鶴市	900	0	7/7～9	・ 水道原水（地下水）の濁度が上昇
あやべし 綾部市	85	0	7/7～9	・ 水道管が破損
なんたんし 南丹市	390	0	7/7～11	・ 取水口の土砂堆積
ふくちやまし 福知山市	17	0	7/6～11	・ 水道管が破損
みやづし 宮津市	91	0	7/7～13	・ 水道管が破損
きょうたんぱちょう 京丹波町	97	0	7/9～10	・ 水道管が破損
【大阪府】 のせちょう 能勢町	253	0	7/5～10	・ 水道管が破損
とよのちょう 豊能町	3	0	7/6～9	・ 水道管が破損
【兵庫県】 こうべし 神戸市	43	0	7/7～8	・ 水道管が破損
やぶし 養父市	1	0	7/7～8	・ 水道管が破損

たんばし 丹波市	2	0	7/7～8	・ 水道管が破損
あわじし 淡路市	29	0	7/6～8	・ 水道管が破損
さんだし 三田市	4	0	7/7～8	・ 水道管が破損
しろうし 宍粟市	58	0	7/7～13	・ 水道管が破損
【奈良県】 いこまし 生駒市	11	0	7/6	・ 水道管が破損
【鳥取県】 ちづちよう 智頭町	231	0	7/8～10	・ 水道原水（地下水）の濁度が上昇
わかさちよう 若桜町	78	0	7/7～11	・ 水道管が破損
ひのちよう 日野町	571	0	7/7～8	・ 水道原水（伏流水）の濁度が上昇
【島根県】 かわもとまち 川本町	1,099	0	7/7～8	いんばら ・ 因原浄水場及び川本浄水場が機能停止
こうつし 江津市	300	0	7/8～13	・ 浄水場が冠水
【岡山県】 かがみのちよう 鏡野町	21	0	7/5～7	・ 水道管が破損
いばらし 井原市	137	0	7/6～10	・ 水道管が破損
やかげちよう 矢掛町	3,416	0	7/7～11	・ 浄水場が冠水
みさきまち 美咲町	10	0	7/7～11	・ 水道管が破損
くらしきし 倉敷市	8,900	0	7/7～14	・ 水道管が破損、浄水場が冠水 ・ 応急給水実施中（関西・県内の8水道事業者（給水車12台）、自衛隊及び民間企業）※ ⁴ ・ <u>技術支援実施中（県内水道事業者の職員12名が漏水調査等を実施）</u>
たかはしし 高梁市	7,071	0	7/7～16	・ 水源及び浄水場が冠水
【広島県】 ふくやまし 福山市	171	0	7/7～14	・ 配水池停電、水道管が破損 ・ 広島県企業局※ ² の送水が停止
あきたかたし 安芸高田市	1,321	0	7/7～10	・ 水道管が破損
みよしし 三次市	660	0	7/7～12	・ 水道管が破損
かいたちよう 海田町	6	0	7/7～11	・ 水道管が破損
おおさきかみじまちよう 大崎上島町	30	0	7/8～11	・ 停電に伴う送水ポンプ停止
じんせきこうげんちよう 神石高原町	14	0	7/8～11	・ 水道管が破損
くまのちよう 熊野町	887	0	7/8～10	・ 給水管流出 ・ 応急給水実施中※ ⁵
【山口県】 ひかりし 光市	13	0	7/7	・ 水道管が破損
しゅうなんし 周南市	9	0	7/6～7	・ 水道管が破損

いわくにし 岩国市	181	0	7/7～11	・ 水道管が破損
すおうおおしまちよう 周防大島町	40	0	7/7～14	・ 水道管が破損
【徳島県】 みよしし 三好市	513	0	7/7～15	・ 水道管が破損
【香川県】 みとよし 三豊市	30	0	7/6	・ 水道管が破損
まんのう ちょう 町のう 町	18	0	7/7～8	・ 水道管が破損
【愛媛県】 やわたはまし 八幡浜市	371	0	7/7～8	・ 水道管が破損
いまばりし 今治市	336	0	7/7～13	・ 水道管が破損、停電によりポンプ停止
おおずし 大洲市	10,096	0	7/7～19	・ 水源池が冠水 ・ 応急給水実施中（九州・四国・県内の10水道事業者（給水車12台）及び自衛隊）※ ⁵
まつのちょう 松野町	74	0	7/7～8	・ 水道管が破損
あいなんちょう 愛南町	20	0	7/9	・ 水道管が破損
いかたちよう 伊方町	271	0	7/7～11	・ 水道管が破損
うちこちょう 内子町	17	0	7/7～13	・ 水道管が破損
かみじまちょう 上島町	3,338	0	7/7～17	・ 広島県企業局※ ² の送水が停止
きほくちょう 鬼北町	260	0	7/7～19	・ 水道管が破損 ・ 応急給水実施中※ ⁵
【高知県】 しまんとし 四万十市	74	0	7/3～4 7/9	・ 取水口の土砂堆積 ・ 水道管が破損
こうなんし 香南市	356	0	7/6	・ 水道管が破損
すくもし 宿毛市	9	0	7/9	
かみし 香美市	499	0	7/5～10	・ 水道原水（表流水）の濁度上昇、水道管が破損
おおつきちょう 大月町	413	0	7/9～13	
【福岡県】 いづかし 飯塚市	2	0	7/6	・ 水道管が破損
きたきゅうしゅうし 北九州市	1,640	0	7/6～7	・ 水道管（水管橋）が破損
【長崎県】 ごとうし 五島市	3,306	0	7/3～4	・ 停電に伴う送水ポンプ停止等
さいかいし 西海市	925	0	7/3～4	・ 停電に伴う送水ポンプ停止
させほし 佐世保市	7	0	7/3～4	・ 倒木による配水管破損
合計	263,397	24,290		

※1 家屋等損壊地域（注）にある123戸（広島県熊野町113戸、愛媛県松山市

10戸)を除く。

(注) 家屋等損壊地域は、豪雨による土砂崩れ等により家屋・道路等が大きく損壊し、大きな被害が発生した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として市から報告のあったものであるため、復旧見込みの対象に含めない。

※2 広島県企業局（広島県内10市5町及び愛媛県内1町に水道用水を供給）

- ・宮原浄水場への導水トンネルが閉塞。
- ・本郷取水場が水没し機能停止。

※3 南予水道企業団（愛媛県内3市1町に水道用水を供給）

- ・吉田浄水場が土砂崩れで埋没。
- ・三崎浄水場への導水管の崩落は、仮設復旧が完了。

※4 岡山県倉敷市では、9時～17時まで生活用水（飲用不可）として給水中の区域については、併せて応急給水も実施中。

※5 広島県熊野町では避難所において、愛媛県大洲市及び鬼北町では生活用水として給水中の区域について、応急給水を実施中。

※6 括弧書きのない応急給水については、被災水道事業者が自らの給水車で応急給水を実施中。また、自衛隊等、水道事業者以外が実施する応急給水については、把握できたもののみ記載している。

(参考)

「給水」浄水場から各家庭へ飲用水又は生活用水を供給すること。

「送水」水源池から浄水場又は浄水場から配水池へ水を供給すること。

(4)火葬場の被害状況（7/12 11:00現在）

- ・広島県：いくつかの火葬場で小規模の被害あり（壁が壊れた、電柱が倒れてきた等）だが、市町村単位で火葬は対応できている状況であり、火葬能力に支障はなし。
- ・愛媛県：愛媛県宇和島市の吉田斎場において、床下浸水、断水、土砂大量流入の被害あり。市内の他の火葬場で対応可能なため、市全体の火葬能力に支障はない。その他の市町村については被害報告なし。
- ・岡山県：岡山県高梁市の高梁市斎場において床上浸水の被害あり。近隣の市町村の火葬場で対応可能。また、津山市の津山市加茂町斎場において土砂流入の被害あり。市内の他の火葬場で対応可能。県全体の火葬能力に支障はない。
- ・高知県、鳥取県、京都府、兵庫県、岐阜県：特段被害報告なし。

(5)食中毒予防対策

① 平成30年7月9日付け通知等で、避難所を設置している自治体に対

し、食中毒対策について以下の事項を要請した。

- ・ 避難所での食中毒発生予防のため、継続的な啓発の実施すること。
その際には厚労省から提供した予防のポイントをまとめたリーフレットファイルも活用すること。

※ 食中毒の発生（疑いを含む）の初期段階から厚生労働省に情報共有すること。（避難所での食中毒発生時の適切な対応のため、厚生労働省として必要な対応を行う。）

- ② 公益社団法人日本食品衛生協会が、7月9日以降、公益社団法人日本食品衛生協会が、7月9日以降、各地の支所等からの要請に基づき、希望する食品衛生関係用品（消毒用アルコール、使い捨て手袋、マスク等）を順次提供。

県・市町村名	消毒関係用品（個数）	手袋、マスク等（個数）
【岐阜県】 美濃市	9 4	2, 0 4 4
下呂市	5 8	5 4
【京都府】 福知山市	3 7 4	7 0
舞鶴市	1 4 8	2 0
【広島県】 広島市	1, 2 3 0	3 4 8
東広島市	9 3	3 0
竹原市	1 1 8	1 0, 0 3 0
三原市	4 3 4	1 3, 9 3 0
江田島市	1 0 0	4, 8 0 0
尾道市	2 3 6	7, 2 3 2
福山市	<u>1 8 5</u>	2, 4 4 0
三次市	1 6 0	6, 0 6 0
庄原市	2 0	—
呉市	3 0 4	3 3

【島根県】 浜田市	<u>1 3 8</u>	<u>1 2 8</u>
【岡山県】 倉敷市	5 4 0	1 3, 1 5 2
高梁市	1 3 8	4, 0 4 0
新見市	1 1 6	7 8
【愛媛県】 今治市	3 3 2	—
八幡浜市	<u>1, 3 8 5</u>	<u>5 2 2</u>
宇和島市	1 2 0	—

7月17日に甚大な被害のあった岡山県、広島県に担当者が入り、状況把握（情報収集）と追加支援等の打合せを実施した。また、広島県、広島市については自治体との打合せを行った。今後、7月20日に協会担当者が愛媛県入りし、状況把握（情報収集）と追加支援等の打合せを行う予定。

（6）日本政策金融公庫への協力要請

日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、平成30年7月6日付けで、当面の貸付業務についての配慮を要請。

（7）関係団体への協力要請

（ア） 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、平成30年7月9日付けで、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合に積極的な協力を行うことを文書で要請。

（イ） 上記に基づく宿泊支援については、岡山市（2軒6名）、倉敷市（8軒87名）及び美作市（1軒3名）で実施。また、入浴支援については、広島市（14軒）、呉市（3軒）、福山市（2軒）、尾道市（2軒）、宇和島市（3軒）、岡山市（6軒）及び倉敷市（2軒）で実施。（7月19日18:00現在）

（8）検疫所における救援物資の取扱い

各検疫所に対して、平成30年7月12日付けで、海外から輸入される食品等のうち救援物資であることが確認されたものについては、食品衛生法第27条に係る届出を要しないものとする通知を発出。

(9) その他

7月14日に、都道府県・政令市・特別区に対し、医療機関等が公衆浴場法の許可を取らなくとも被災者に浴場を開放することが可能であることを明確化するための事務連絡を発出。

4 社会福祉施設等関係

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集とともに、厚生労働省担当者への情報提供を依頼。また、併せて都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、自治体が発令する警戒情報に留意するとともに、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、躊躇なく避難するよう、注意喚起を依頼（7/6）。

(1) 高齢者関係施設の被害状況

高齢者関係施設については、237施設で雨漏りや床上浸水等の被害があり、このうち31施設で利用者が他の介護施設等、病院、自宅、避難所に避難中。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	避難中の施設数	避難者数	避難先
岐阜県	介護老人保健施設等	2	1	28	病院16人 自宅12人
滋賀県	特別養護老人ホーム等	2	0	0	0
京都府	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
大阪府	特別養護老人ホーム等	4	0	0	0
兵庫県	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
岡山県	特別養護老人ホーム等	<u>69</u>	12	316	他の社会福祉施設193人 病院90人 自宅等33人
島根県	認知症高齢者グループホーム	1	1	8	他の社会福祉施設2人 病院6人
広島県	介護老人保健施設等	47	9	86	他の社会福祉施設80人 病院6人
愛媛県	特別養護老人ホーム等	38	5	<u>66</u>	他の社会福祉施設 <u>59</u> 人

					自宅 7 人
山口県	特別養護老人ホーム	1	1	99	他の社会福祉施設 99 人
福岡県	有料老人ホーム等	41	2	36	他の社会福祉施設 31 人 病院 4 人 自宅 1 人
長崎県	軽費老人ホーム等	2	0	0	0
沖縄県	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
計	—	237	31	639	—

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

障害児・者関係施設については、63施設で床上浸水等の被害があり、このうち3施設で利用者が避難中。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	避難中の施設数	避難者数	避難先
京都府	生活介護等	2	0	0	0
大阪府	放課後等デイサービス	1	0	0	0
兵庫県	生活介護	1	0	0	0
岡山県	障害者支援施設等	14	1	16	病院 16 人
広島県	障害者支援施設等	29	2	26	他の社会福祉施設 26 人
愛媛県	障害者支援施設等	10	0	0	0
福岡県	障害者支援施設等	4	0	0	0
佐賀県	生活介護	1	0	0	0
沖縄県	共同生活援助	1	0	0	0
計	—	63	3	42	—

(3) 児童関係施設等の被害状況

児童関係施設については、93施設で雨漏りや床上浸水等の被害あった。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	避難中の施設数	避難者数	避難先
京都府	児童厚生施設等	3			
大阪府	保育所等	11			
岡山県	保育所等	25			
広島県	保育所等	26			
山口県	保育所等	1			
愛媛県	保育所等	10			
福岡県	放課後児童クラブ等	13			
長崎県	放課後児童クラブ等	2			
沖縄県	児童養護施設等	2	0	0	0
計	—	93	0	0	—

(4) その他

- ① 7月7日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者の緊急的な受入れ、避難者への対応を依頼するとともに、法人間、関係団体との連携による職員の応援確保を要請。

また、7月9日、以下の関係団体に対し、上記についての協力を要請。いずれも、状況に応じて適宜対応するとの回答があり、連携して対応中。

	団体数	団体名
高齢者関係	15	・日本認知症グループホーム協会 ・全国グループホーム団体連合会 ・全国老人福祉施設協議会 ・高齢者住まい事業者団体連合会 ・全国軽費老人ホーム協議会 ・日本介護支援専門員協会

		・全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 ・日本在宅介護協会 ・全国農業協同組合中央会 ・日本生活協同組合連合会 ・「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 ・市民福祉団体全国協議会 ・全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 ・24時間在宅ケア研究会 ・全国老人保健施設協会
子ども関係	16	・日本保育協会 ・全国私立保育園連盟 ・全国保育協議会 ・全国保育士会 ・全国児童養護施設協議会 ・全国乳児福祉協議会 ・全国児童自立支援施設協議会 ・全国児童心理治療施設協議会 ・全国自立援助ホーム協議会 ・全国母子生活支援施設協議会 ・日本ファミリーホーム協議会 ・全国婦人保護施設等連絡協議会 ・日本子ども・子育て支援センター連絡協議会 ・子育てひろば全国連絡協議会 ・全国学童保育連絡協議会 ・児童健全育成推進財団
障害児・者関係	32	・日本知的障害者福祉協会 ・全国身体障害者施設協議会 ・全国社会就労センター協議会 ・きょうされん ・日本セルフセンター ・全国就業支援ネットワーク ・全国就労移行支援事業所連絡協議会 ・就労継続支援A型事業所全国協議会 ・日本相談支援専門員協会 ・全国精神障害者地域生活支援協議会 ・全国地域生活支援ネットワーク ・全国地域で暮らそうネットワーク ・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 ・全国手をつなぐ育成会連合会 ・障害児・者相談支援事業全国連絡協議会 ・日本肢体不自由児協会 ・全国重症心身障害児（者）を守る会 ・日本重症心身障害福祉協会 ・全国肢体不自由児者施設運営協議会 ・全国盲ろう難聴児施設協議会

		・全国児童発達支援協議会 ・全国発達支援通園事業連絡協議会 ・全国肢体不自由児者父母の会連合会 ・全国重症心身障害日中活動支援協議会 ・日本筋ジストロフィー協会 ・日本ダウン症協会 ・日本自閉症協会 ・発達障害者支援センター全国連絡協議会 ・日本発達支援ネットワーク ・全国視覚障害者情報提供施設協会 ・全国聴覚障害者情報提供施設協会 ・日本盲人社会福祉施設協議会
その他	3	・全国社会福祉法人経営者協議会 ・日本介護福祉士会 ・日本社会福祉士会
計	66	

- ② 7月12日付け、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、社会福祉施設等の災害復旧事業について、災害復旧費の協議書類を提出前でも、復旧工事等の着工が可能である旨を周知し、施設の早期復旧について要請。
- ③ 7月14日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて、旅費等が災害救助費から支弁される場合がある旨を周知。
- ④ 7月14日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、災害派遣福祉チームの活動内容や必要性等について、管内市町村等に対し周知を図るよう依頼するとともに、関係団体との積極的な連携を図ること等により、避難者に対する支援体制を確保し受援体制を整備することを要請。（岡山県の避難所において、岡山県の福祉関係団体から編成される DWAT が7月10日から支援活動を展開中。）

5 心のケア・精神科病院関係

各都道府県・指定都市に対し、大雨の影響による精神科病院の被害状況及びDPAT活動状況に関する情報の収集に努めるとともに、厚生労働省担当者への情報提供を依頼（7／6）。

（1）精神科病院等の被害状況

（広島県）

- ・広島市の1病院で床上浸水、患者を別棟に移動、診療可能。1病院が河川氾濫で周辺道路が浸水したが、孤立状況ではなく、給水等の支援を受けているところ、7日に念のため4名、9日に2名、12日に3

名の患者を広島県 DPAT が別の病院へ搬送協力。病院被害なし。

- ・呉市の3病院で食料・水の不足だったが、県から救援物資等を受けた。3病院とも食糧不足・断水が解消。

(岡山県)

- ・岡山県高梁市の1病院で断水、応急給水で対応、9日以降に食糧不足の懸念があったが、食糧不足・断水が解消。

(2) DPAT の状況

- ・精神科医師、看護師、臨床心理士等精神医療の専門家により構成されるチームで被災地にて公衆衛生チームと連携し、被災者の精神医療、メンタル医療等の支援を実施。
- ・基本的には、被災病院への診療支援、他の病院への患者の搬送協力、避難所における精神医療ニーズの情報収集や診療等を実施。
- ・19日は DPAT（岡山県は心のケアチーム）が、3県で3隊活動、20日は3隊活動予定。

岡山県	・岡山県 DPAT 調整本部は13日で終了 ・13日で DPAT 活動は終了。14日から、医療から保健活動に重点を移したところのケアチームが活動、<u>19日</u>は岡山県<u>1</u>隊が日赤のケアチーム1隊と連携し、倉敷市、総社市で活動。<u>20日</u>は岡山県1隊が日赤のケアチーム1隊と連携し、活動予定。
広島県	・広島県 DPAT 調整本部設置 ・広島市1病院の患者9名を別病院に搬送協力 ・<u>19日</u>は<u>2</u>隊が<u>熊野町</u>、<u>呉市</u>で活動。<u>20日</u>は2隊が<u>海田町</u>、<u>呉市</u>、<u>三原市</u>で活動予定。
愛媛県	・愛媛県 DPAT 調整本部設置 ・<u>19日</u>は愛媛県 DPAT 1隊が待機。<u>20日</u>は愛媛県 DPAT 1隊が待機予定。

(3) 電話相談窓口の開設状況

- ・岡山県：岡山県精神保健福祉センター（岡山県岡山市）
- ・広島県：広島県総合精神保健福祉センター（広島市安芸郡）
- ・広島市：広島市精神保健福祉センター（広島市中区）
- ・愛媛県：愛媛県心と体の健康センター（愛媛県松山市）

6 保健・衛生関係

(1) 人工透析

【岡山県】

- ・倉敷市：浸水、停電による透析不可報告は1施設(外来90名、入院9名)。
外来及び入院の透析患者は、周辺施設で対応している。施設の復

旧には、1～2ヶ月程度要する見込みであり、受入機関への業務支援については、日本透析医学会等により構成されている日本災害時透析医療協働支援チーム（JHAT）の技師等が待機しており、病院からの要請があり次第、派遣可能。

【広島県】

断水の影響に関する報告：10施設

給水支援を受けて透析実施中：1施設

断水解消で透析再開：9施設

- ・尾道市：断水の影響に関する報告は5施設。このうち、1施設は、水道局や自衛隊による給水を要請し対応中。
尾道市海岸部で7月14日より通水開始を受け、4施設では通常通り透析可能になった。
- ・呉市：断水の影響に関する報告は3施設。呉市阿賀・広地区で7月14日午後より通水開始を受け、3施設は通常通り透析可能になった。このうち、1施設は、50名の患者が交通遮断により通院不可となったため、移送手段の確保や周辺施設で対応中。
- ・江田島市：断水の影響に関する報告は2施設。2施設は、7月18日より通常通り透析可能になった。このうち、1施設は、6名が交通遮断により通院不可となっていたが、通常通り通院可能となった。
- ・広島市：浸水の影響に関する報告は1施設。浸水のため透析が不可となっていたが、通常通り透析可能となった。
交通遮断のため通院不可の患者ありとの報告が2施設。周辺施設で対応中。
- ・庄原市：1施設、周辺地域にて土砂災害複数あり、土砂のため通院不可の患者3名は、別ルートで通院可能。
- ・東広島市：交通遮断のため、通院不可の患者（2名）ありとの報告が1施設。周辺施設で対応中。
- ・府中市：交通遮断のため、通院不可の患者ありとの報告が1施設。周辺施設で対応中。

給水にあたっては、事前に県の担当者と地元市の担当者が情報共有するよう依頼。

【愛媛県】

- ・大洲市：浸水の影響に関する報告が1施設。浸水のため透析が不可となっていたが、通常通り透析可能となった。
複数の施設について自宅の被災等で通院不可の患者がいるとの報告があったが、入院透析や周辺施設で対応済。

- ・西 予 市：複数の施設について自宅の被災等で通院不可の患者がいるとの報告あったが、入院透析や周辺施設で対応済。

被害状況については、これまでに特別警報が発令された佐賀県、長崎県、福岡県、鳥取県、広島県、岡山県、兵庫県、京都府、岐阜県、高知県、愛媛県の担当者、日本透析医会（上記以外の府県の情報を含む）と適宜連絡中。情報は、がん・疾病対策課を含めた三者で共有し、対応が必要であれば早めに依頼することで認識共有。

国や他府県からの支援や給水の必要性を確認し、人工透析を含む医療機関の給水の状況について、県や関係省庁と情報共有しながら対応中。
引き続き、患者集中回避など、必要な対応も含めて、情報収集に努める。

(2) DHEAT について

- ・ 7 月 7 日付事務連絡で、DHEAT 派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、DHEAT 派遣調整の依頼に活用するよう要請した。
- ・ 岡山県・広島県より DHEAT の派遣要請があり。健康危機管理対応をしていく本県の指揮調整機能が混乱しており、県内の体制が不十分であると判断したため、応援・派遣調整の依頼があったもの。

【派遣状況】

派遣先	活動場所	チーム数	派遣期間	派遣元
岡山県	倉敷市で活動	1	7月12日～31日	長崎県
広島県	呉市、東広島市、三原市で活動	4	7月17日～8月3日	千葉県、東京都、愛知県（※）、大分県（※）、札幌市、熊本市（※）

（※）愛知県、大分県、熊本市の 3 自治体が 1 週間交代で派遣期間中 1 チームを構成。

(3) 被災者の健康管理

① 保健師の応援派遣について

- ・ 7 月 7 日付事務連絡で、保健師派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、保健師派遣調整の依頼に活用するよう要請した。
- ・ 各県に対し県外からの保健師の応援派遣の必要性について照会し、岡山県・広島県から保健師の派遣要請があり、厚生労働省において調整を行った。
- ・ さらに、愛媛県内の保健活動を踏まえ、保健師の応援派遣について再度照会したところ、7 月 17 日に要請があり厚生労働省において調整を

行った。

【岡山県】：計16チーム

- ・岡山県において、管内の被災市町村へ県の保健師を派遣。
- ・厚生労働省において、7月8日より11チームの派遣調整を行った。さらに倉敷市における保健活動の状況を踏まえ、7月12日より追加で5チーム（※）の派遣調整を行った。
- ・岡山県庁において活動していた和歌山県チームについては、7月17日より倉敷市において活動。

派遣先	活動場所	チーム数	派遣元自治体 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
岡山県	倉敷市	15	福島県（※）、愛知県、三重県（※）、滋賀県（※）、奈良県（※）、和歌山県（※）、徳島県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、神戸市、姫路市、
	総社市	1	福岡県

【広島県】：計17チーム

- ・広島県において、管内の被災市町村へ県の保健師を派遣。
- ・厚生労働省において、7月8日より15チームの派遣調整を行った。さらに広島県における保健活動の状況を踏まえ、7月14日より追加で2チーム（※）の派遣調整を行った。
- ・広島市内他区の保健師が広島市安芸区にて活動中。

派遣先	活動場所	チーム数	派遣元自治体 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
広島県	海田町	1	仙台市
	熊野町	2	山口県
	坂町	2	兵庫県、島根県
	呉市	4	静岡県、さいたま市、名古屋市
	東広島市	2	宮城県、横浜市
	竹原市	2	茨城県、新潟市
	三原市	3	東京都（※）、新潟県、宮崎県（※）
	県庁	1	熊本県

【愛媛県】：計7チーム

- ・愛媛県の県保健所、松山市保健所、県立医療技術大学看護学部教員で編成されるチームが大洲市、西予市にて活動中。
- ・上記チームに加え、愛媛県内市町の保健師が、大洲市、宇和島市にて活動中（8月2日までの予定）。
- ・7月17日に派遣要請があり、厚生労働省において7チームの派遣調整を行った。

派遣先	活動場所	チーム数	派遣元自治体 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
愛媛県	宇和島市	4	富山県、藤沢市、尼崎市、大分市 ※7月20日から活動予定
	大洲市	3	岩手県、神奈川県、宮崎市 ※7月24日から活動予定

②保健師等の活動について

○都道府県、保健所設置市、特別区に対して、避難所で保健師等が行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡を送付し、避難者への対応を要請した。

- ・ 7月7日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」（平成30年7月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・ 7月7日付 「管轄避難所情報の記録様式について」（平成30年7月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・ 7月8日付 「被災地における熱中症予防について（周知依頼）」（平成30年7月8日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・ 7月8日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（平成30年7月8日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・ 7月13日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のための動画について」（平成30年7月13日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
(厚生労働省ホームページにも動画を掲載)

○上記の要請により、被災地の避難所等においては、以下の避難者の健康支援業務を行っている。

- ・ 避難所での熱中症予防について、避難所でのリーフレットの掲示や配布により活動を実施中。
- ・ エコノミークラス症候群の予防について、避難所でのリーフレットの掲示や配布、動画の案内により活動を実施中。

② アレルギー疾患への対応状況については、大雨特別警報が出された11府県（岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県）の担当部局に対し、避難所などにおけるアレルギー食の不足などの要請が、各市区町村から来ていないかどうかについて確認し、いずれの府県においても、アレルギー食に関しての要請は上がってきていないとのことであった。

また、上記府県に対しては、7月9日に日本小児アレルギー学会が作成している「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」および「災害時子供のアレルギー疾患対応ポスター」の共有を行い、避難所におけるアレルギー疾患対策の周知を依頼した。

7月9日付けで、「避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応について」の事務連絡を発出し、都道府県に対し、避難所においてアレルギー疾患を有する方に関し、以下の点について対応いただくように要請。

- ・ 避難所におけるアレルギー対応についてのポスター掲示
- ・ 避難所においてアレルギー患者への医療的対応が必要になった際の対処法

7月13日付けで、「平成30年7月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」の3省庁連名課長通知を発出し、都道府県、保健所設置市、特別区の食品表示主管部（局）長に対し、食品表示に関し、以下の点について対応いただくように要請。

- ・ 災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用
- ・ アレルギー表示や消費期限については、被災者の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象

④感染症予防対策について

- ・ 事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に係る被害地域（河川氾濫・浸水等）における感染症予防対策について」で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、感染症の予防法、浸水後の衛生対策や消毒方法等について、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。（7/8）
- ・ 「避難所内のトイレの衛生管理について」、「浸水した家屋の感染症対策」及び「清掃作業をされる方へ 清掃作業時に注意してください」等のリーフレットを厚労省 HP に掲載するとともに、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。（7/11、7/17）
- ・ 岡山県、広島県、愛媛県及び管内の保健所設置市より消毒液の不足状況を把握。不足がある場合には、ペストコントロール協会や卸と連携し対応。（7/10～）
- ・ 事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に係る被害地域（河川氾濫・浸水等）における感染症予防対策に係る消毒について」で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、管内の市町村とも相談

し、消毒薬の在庫状況や委託業者の活動状況を把握・調整し、円滑かつ適切に消毒を実施していただくよう要請した。(7/16)

- ⑤被災された方々への栄養・食生活の支援として、公益社団法人日本栄養士会に協力依頼の事務連絡を発出。その中で、アレルギー食等個別の対応が必要な方々に、ニーズに応じた食品等を提供する体制の整備として特殊栄養食品ステーションの設置を依頼。

公益社団法人日本栄養士会が岡山県、広島県、愛媛県内の以下の場所に特殊栄養食品ステーションを設置。

- ・岡山県：学校法人作陽学園　くらしき作陽大学（7/13～）
- ・広島県：公益社団法人　広島県栄養士会事務局（7/11～）
- ・愛媛県：公益社団法人　愛媛県栄養士会事務局（7/12～）

- ⑥特殊ミルクの供給について、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会及び特殊ミルク製造3社に対して、安定供給に関する協力依頼の事務連絡を発出。

(4) 人工呼吸器在宅療養患者

- ・各自治体を通じて大規模停電発生の可能性のある地域の在宅人工呼吸器使用患者の状況を確認。引き続き、最新の情報把握に努める。

（確認状況）

愛知県、岐阜県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県：在宅人工呼吸器使用患者への停電による被害がないことを確認済み。

- ・患者団体（（一社）日本難病・疾病団体協議会）の西日本の各支部を通じて、情報を収集：停電による被害の確認なし。
- ・製造メーカー（15社）を通じて、使用者への影響の状況を確認：停電による被害の確認なし。

(5) その他

- ①感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

- ②保健衛生施設等

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- 209件の薬局で浸水被害等が発生。
- 開局できない薬局が23か所あるが、医薬品の供給については、周辺の薬局等により地域でカバーされており、現在のところ医薬品の供給に支障は生じていない。
- 広島県薬剤師会では、7月9日（月）から県内の5地区（広島，坂，呉，尾道，三原）に公衆衛生チームとして薬剤師を派遣し、活動中。また、その他の地区においても学校薬剤師が避難所の状況の確認を行っている。
- 広島県では、7月11日（水）からモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）1台が呉市内において活動中。
- 広島県薬剤師会では、7月15日（日）に日本薬剤師会へ薬剤師派遣（7月22日（日）～8月6（月））を要請し、7月17日（火）から日本薬剤師会が他都道府県薬剤会と調整予定。
- 岡山県薬剤師会では、他の医療関係者と協力し、7月10日（火）から倉敷市内の避難所の巡回を開始し、医薬品に関する相談等に対応している。
- 岡山県では、避難所で交付される災害処方箋の調剤に対応するため、7月11日（水）から岡山県薬剤師会により、仮設の調剤所が倉敷市保健所に設置された。
- 岡山県では、7月11日（水）からモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）1台が倉敷市内において活動中。
- 愛媛県薬剤師会では、他の医療関係者と協力し、7月11日（水）、12日（木）に大洲地区の避難所や医療機関の巡回した。
- 愛媛県薬剤師会では、7月14日（土）から宇和島地区の避難所を巡回中。
- 引き続き情報収集に努める。

	床上浸水	床下浸水等
広島県	広島市10件 （5件は開局不可）	呉市22件（17件は浸水、断水等で開局不可） 福山市12件（詳細不明） ほか18件（詳細不明）
岡山県	岡山市15件（2件開局不可） 倉敷市9件（6件開局不可） 津山市2件（7/18再開） 井原市1件（7/18再開） 高梁市2件（1件開局不可）	

	矢掛町 1 件 (7/18再開)	
愛媛県	宇和島市 3 件 (7/9再開) 今治市 1 件 大洲市 14 件 (5 件は開局不可) 松山市 2 件 (開局可)	北宇和郡松野町 2 件 西予市野村 3 件 (1 件は断水により開局不可)
京都府	舞鶴市 5 (7/13再開) 福知山市 3 (7/12再開) 亀岡市 1 (開局可) 南丹市 1 件 (7/13再開)	
福岡県	福岡市 2 件 (開局可) 宗像市 1 件 (開局可) 新宮町 1 件 (開局可) 古賀市 1 件 (開局可) 小郡市 1 件 (開局不可) 久留米市 3 件 (開局可) 北九州市 14 件 (1 件開局不可) 飯塚市 1 件 (開局可)	48 件 (いずれも開局可。雨漏等を含む。)
山口県	岩国市 2 件 (開局可) 光市 1 件 (開局不可) 下松市 2 件 (開局可) 下関市 3 件 (開局可)	
兵庫県	朝来市 1 件	
高知県		宿毛市 1 件 (開局可)
計	103 件 (内訳) 開局可 82 件 開局不可 21 件	106 件 (内訳) 開局可 58 件 開局不可 18 件 詳細不明 30 件

(2) 輸血用血液製剤の供給

日本赤十字社に確認したところ、現時点で輸血用血液製剤の安定供給等に支障は出ていない。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物製造（輸入）業における毒物劇物取扱施設関係

広島県の製造業で 1 件、及び販売業で 9 件、愛媛県の販売業で 6 件、兵庫県の製造業（販売業登録もあり）で 1 件の被害報告あり。このうち、兵庫県の製造業では、劇物の流出事故が 1 件発生（ただし、周辺の水質環境への影響は低いと思われる）、福岡県の販売業で 1 件。その他は現時点で毒物劇物の流出等の事故は無し。引き続き情報収集に努める。

	被害状況
広島県	広島市 8 件（販売業）： （毒劇物の保管庫の水没 1 件、床上浸水 7 件） 江田島市 1 件（製造業）：断水 呉市 1 件（販売業）：毒劇物の保管庫の水没
愛媛県	大洲市 4 件（販売業）：床上浸水 宇和島市 2 件（販売業）：土砂流入（詳細確認中）
兵庫県	たつの市 1 件（製造業及び販売業登録あり）：床上浸水、劇物流出事故発生 ※周辺の水質環境への影響は低いと思われる。
福岡県	久留米市 1 件（販売業）：床上浸水、毒劇物保管庫水没（毒劇物の流出事故なし）、営業停止中（再開の目途未定）

8 障害者福祉関係

(1) 利用者関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

- ・ 高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県、島根県、福岡県及び山口県に対して、被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いするとともに、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知（高知県：7月6日付け、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県：7月7日付け、岐阜県：7月9日付け、島根県及び福岡県：7月13日付け、山口県：7月17日付け）。
- ・ 7月10日付で、都道府県等に対して、避難所等で生活する障害児者に障害の特性に応じた配慮を行うことを要請。

- 7月13日付で、障害福祉サービス等の利用料に関し、必要な方について適切に利用料の支払いの猶予を行うよう都道府県等に要請。
- 7月13日及び17日付で、障害福祉サービス等の利用料の免除等の実施について都道府県等に要請・意向確認依頼。
- 7月17日付で、被災により受給者証等を提示することができない場合でも、障害福祉サービス等を利用して差し支えないこととした。
- 7月18日付で、岡山県、広島県及び愛媛県に対し、避難所の要援護者が使用する福祉用具について、提供のための調整を行うよう要請。

(2) 事業者関係

- 7月9日付で、市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に要請。
- 7月9日付で、高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県及び国保連に対して、6月サービス提供分の介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱い（概算で請求してもよい旨等）について、事務連絡を発出。
- 7月9日付で、被災地域の児童福祉施設等に入所する障害児等の広域的な受入体制の構築や、当該障害児等に係る費用徴収の減免措置等を行っても差し支えないこととした。
- 7月9日（高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県）、10日（岐阜県）及び18日（島根県、福岡県及び山口県）付で、一時的に避難をしている利用者等に対する以下の柔軟なサービス提供方法を報酬の算定対象としても差し支えないこととした。
 - ・ 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象とすること
 - ・ 障害者支援施設等が定員を超過して利用者を受け入れた場合でも所定の報酬の請求ができること 等
- 7月10日付で、被災地に応援職員を派遣する児童福祉施設等（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等であっても、減算しないなど柔軟に取り扱って差し支えないこととした。
- 7月12日付で、被災地に応援職員を派遣する障害者施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等であっても、減算しないなど柔軟に取り扱って差し支えないこととした。
- 7月13日付で、社会福祉法人が特例として寄付金（義援金）を支出することを認めることとした。

(3) その他

- 7月10日付で、特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請。

9 介護保険関係

(1) 利用者関係

○ 被災した要介護高齢者等への対応について

7月6日付けで、高知県（管内市町村）に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用料や保険料の負担をすることが困難

な者について、利用料の減免や保険料の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡。

また、同日付で、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を发出。

さらに、7月7日付で、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県（管内市町村含む。）に対して、同趣旨の事務連絡を发出。加えて、7月9日付で、岐阜県（管内市町村含む。）に対して、同趣旨の事務連絡を发出。

加えて、7月12日付で、福岡県・島根県、7月13日付で山口県に対して同趣旨の事務連絡を发出。

- 7月11日付けで、被災した認知症の人や家族が避難所等で安心して過ごせるよう健康管理に係るチラシ、支援ガイドなどを避難所に周知するよう、避難所設置府県に要請。
- 7月11日付け事務連絡で、被災した高齢者等の方々に、生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下の発症が危惧されることから、避難所等における心身の機能の低下の予防に係るチラシなどを避難所等で活用するよう、避難所設置府県に対し依頼した。
- 7月11日付けで、利用料の免除等の実施について、保険者に対して要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付けで、災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、利用料の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付けで、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の取扱いを定め、保険者に対して対応を要請。
- 7月13日付けで、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の取扱いに係る介護サービス事業所等向けリーフレットを作成し、都道府県等に対し、管内の保険者、介護サービス事業所等への配布等による周知を要請。
- 7月13日付けで、住宅全半壊・床上浸水等の要件に合致している被保険者については、介護サービス事業所等の窓口で申し立てれば利用料の免除が可能となる旨の利用者向けリーフレットを作成し、都道府県等に配布し、管内の保険者への周知を要請するとともに、被保険者や関係者への周知・広報を要請。
- 7月13日付事務連絡で、各都道府県に対し、指定居宅サービス事業所が福祉避難所として開設されている場合において、避難生活のため短期入所生活介護等を利用し区分支給限度基準額を超過したときは、福祉避難所として救助を行う日は内閣府と都道府県の協議の上災害救助費から支弁され、短期入

所生活介護等を行う日は介護報酬を請求するものとする等を示すとともに、介護サービス事業所に対する周知を要請した。

- 7月13日付けで、災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、利用料の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月13日、14日及び17日付けで、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、窓口での利用料支払いの免除等を実施する保険者名等を、管内の保険者、介護サービス事業所等に対して周知するよう、全国の都道府県に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、介護サービス事業所等での配布等による周知を要請。

※ 介護サービス事業所等での利用料免除等を実施している保険者は、災害救助法適用の全102市町村。

- 7月18日付けで、岡山県、広島県及び愛媛県に対し、避難所の要援護者が使用する福祉用具について提供のための調整を行うよう要請（再掲）。
- 7月19日付け事務連絡で、サービス提供に支障がない範囲で、支援が必要な高齢者等の入浴の受入について要請。
- 7月19日付けで、特別調整交付金による財政支援の対象となる介護保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。
-

(2) 事業者関係

- 7月9日付け事務連絡で、各都道府県に対し、今般の台風等により介護サービス提供記録を滅失等した場合において、介護報酬の概算請求を可能とすること及び通常どおり介護報酬を請求する際の提出期限を延長すること（7月10→7月17日）などを可能とすることを示すとともに、市町村及びサービス事業所等への周知を要請した。
- 7月10日付け事務連絡で、各都道府県、政令市及び中核市に対し、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した場合における介護報酬、人員基準等について柔軟な取扱いを行うよう要請。
- 7月10日付けで、避難を要する要介護者等が別の地域の地域密着型サービスを利用する手続きを事後的に行う等柔軟に取り扱うことが可能である旨を周知するよう都道府県等に要請した。
- 7月10日付けで、要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施及び介護支援専門員等の広域的な確保について都道府県に要請。
- 7月11日付け事務連絡で、社会福祉法人による寄付金（義援金）の支出について、特例的に所定の条件を満たす場合には支出を可能とする旨を示し、都道府県等に対応を要請した。
- 7月11日付け事務連絡で、各都道府県、政令市及び中核市に対し、各介護保険サービスに係る介護報酬の算定要件等について柔軟な取扱いが可能であ

ることを示すとともに、市町村及びサービス事業所等への周知を要請した。

- 7月13日付事務連絡で、被災地域の老人福祉施設等に入所する高齢者の広域的な受入体制の構築や、当該高齢者に係る費用徴収の減免措置等が行える旨を周知するよう都道府県等に要請した。
- 7月13日付け事務連絡で、被災した方を受け入れる施設へ定員超過などに係る柔軟な取扱いの周知を進めるための、事業所向けの対応をまとめたお知らせについて、都道府県等や関係団体に送付し、介護サービス事業所に対する周知を要請した。

10 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 7月6日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
- 7月8日付けで、各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・ 保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など、健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと
- 7月8日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること
 - ・ 児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
- 7月10日付けで、母子衛生研究会に対して、避難所等での生活を余儀なくされている被災した妊産婦及び乳幼児に、ミルクなどの必要な支援物資が行き届くよう支援物資の供給に当たって協力を要請。
- 7月10日付けで、各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供。

(2) 事業者関係

- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。

- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。

(3) その他

- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える 等
- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予 等
- 7月13日付けで、各都道府県に対し、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・保育士養成施設において、豪雨の影響により休学等をした学生に対して、補習等により保育士資格の取得に支障が出ないようにすること。

11 医療保険関係

(1) 通知等の発出状況

- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（平成30年7月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付。
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（平成30年7月6日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付。
- 7月6日付 全国健康保険協会、健康保険組合、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情

がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（平成30年7月6日付け保険局保険課事務連絡）を送付。

- 7月6日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。

※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成30年7月6日付け保険局医療課事務連絡）を送付。

- 7月6日付 公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡

※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（平成30年7月6日付け関係課連名事務連絡）を送付。

- 7月9日付 診療報酬請求の期日延長及び被災により診療録等が滅失した場合等に診療報酬の概算請求ができることや、定数超過入院等に係る診療報酬上の特例等について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。

※「平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（平成30年7月9日付け保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）を送付。

- 7月10日付 被災に伴い電子レセプト請求が困難な場合は、書面によるレセプト請求について、レセプトの請求日に届出をすればよい旨を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び関係団体に周知するとともに、医療機関等への周知を要請。

※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴う療養の給付費等の書面による請求について」（平成30年7月10日付け保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室事務連絡）を送付。

- 7月11日付 医療機関等の窓口での一部負担金の免除等の実施について、保険者に対して要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付 災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、一部負担金の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを作成し、これらの団体等に送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
※「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成30年7月12日付け保険局医療課事務連絡）を送付。
- 7月12日付 医療機関等の窓口での一部負担金の免除等の取扱いを定め、保険者に対して対応を要請。
※「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」（平成30年7月12日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付。
- 7月13日付 住宅全半壊・床上浸水等の要件に合致している被保険者については、医療機関等の窓口で申し立てれば一部負担金の免除が可能となる旨の患者向けリーフレットを作成し、都道府県等に配布し、管内の保険者への周知を要請するとともに、被保険者や関係者への周知・広報を要請。
※「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について」（平成30年7月13日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付。
- 7月13日付 災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、一部負担金の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月13日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施につ

いて、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、これを医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請再周知。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。（事務連絡その２・その３を送付）

- 7月14日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。（事務連絡その４を送付）

- 7月17日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。（事務連絡その５を送付）

- 7月19日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。（事務連絡その６を送付）

- 7月19日付 厚生労働大臣告示により、岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）、広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）、山口県（岩国市周東町）、愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）に所在地を有する事業所の事業主又は当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者について、健康保険法（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）又は船員保険法の保険料の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。

○ 7月19日付 特別調整交付金による財政支援の対象となる国民健康保険料（税）の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。

※「平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について」（平成30年7月19日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）を送付。

○ 7月19日付 特別調整交付金による財政支援の対象となる後期高齢者医療保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。

※「平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（平成30年7月19日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）を送付。

※現時点で、医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を実施している保険者は、国民健康保険では102市町村、28国民健康保険組合（うち1組合は猶予のみ）、後期高齢者医療では11広域連合、被用者保険では協会けんぽ、617健保組合（猶予のみ）。

12 年金関係

7月9日付 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務（通知）」の再周知について、平成30年7月9日付け厚生労働省年金事業管理課長通知を送付。

7月11日付 年金担保融資について、任意繰上返済後の再借入申込み制限の緩和と一定期間の返済の猶予など貸付条件変更ができる旨を実施機関の（独）福祉医療機構が受託金融機関に周知。

7月13日付 各市町村等に対して事務連絡を発出し、災害救助法が適用された地域に住所を有する障害年金の受給権者等について、後日、厚生労働大臣告示により、障害状態確認届等の提出期限を延長する予定である旨を周知。

7月19日付 厚生労働大臣告示により、
・岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）

- ・ 広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）
- ・ 山口県（岩国市周東町）
- ・ 愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）

に所在地を有する確定拠出年金の実施事業所の事業主等について、事業主掛金等の納付期限を延長（延長後の納付期限は今後別途告示）。また、地方厚生（支）局に対し、事業主への周知を指示する事務連絡を発出。

7月19日付

厚生労働大臣告示により、

- ・ 岡山県（岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町）
- ・ 広島県（広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）
- ・ 山口県（岩国市周東町）
- ・ 愛媛県（宇和島市、大洲市、西予市）

に所在する事業所について、厚生年金保険料等の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。また、日本年金機構に対し、適切に対応するよう指示する通知を発出。

7月19日付

厚生労働大臣告示により、災害救助法が適用された地域に住所を有する障害年金の受給権者等について、障害状態確認届等の提出期限を11月30日まで延長。また、日本年金機構に対し、適切に対応するよう指示する通知を発出するとともに、各市町村に対しても事務連絡を発出し周知。

7月19日付

厚生労働大臣告示により、一部の地域において厚生年金保険料等の納期限が延長されたことを受け、厚生年金基金及び国民年金基金についても、同様の取扱いとすることが望ましい旨、地方厚生（支）局に対し、通知を発出し指導に当たって配慮するよう指示。

7月19日付

厚生労働大臣告示により、一部の地域において厚生年金保険の受給権者等について現況届の提出期限が延長されたことを受け、地方厚生（支）局に対し、通知を発出し、厚生年金基金の指導に当たって配慮するよう指示。

7月19日付

政令により、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図

るための特別措置に関する法律の規定の一部が適用されることになったことを受け、地方厚生（支）局に対し、通知を発出し、企業年金制度等について適切な運用が図られるよう指示。

13 労働関係

（１）事業活動及び雇用への影響

- ・ 7月10日より、災害救助法適用対象地域に所在する事業所に対して、事業活動への影響及び雇用への影響について、調査を実施。
- ・ 調査の過程や労働局・労働基準監督署・ハローワークに寄せられた相談等を端緒として、解雇等のおそれがある事案を把握した場合は、解雇等に係るルールを周知するとともに、雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金を周知し、豪雨被害を理由とする安易な解雇等を行わないよう丁寧に働きかけを実施。
- ・ 事業活動への影響が生じている事業所の事業者や労働者の方々に参考としていただけるよう「平成30年7月豪雨による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ & A」を公表（7月12日）。
- ・ 7月18日付け厚生労働大臣と経済産業大臣の連名文書で、関係事業主団体代表者に対し、下請事業者と取引のある親事業者に今回の豪雨の発生を理由として下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないように、十分に留意すること等の周知徹底を図るなど適切な措置を講ずるよう要請した。

（２）労働災害関係

ア 労働災害発生状況

- ・ 7/5 沈砂池の排水管の詰まりの除去作業中に流された労働者1名が死亡（兵庫）
- ・ 7/6 通行止め作業中に増水した川に流され労働者2名が死亡（岡山）
- ・ 7/6 冠水の影響による工場の爆発（労働者の被災者なし）（岡山）
- ・ 7/7 工場内に流入した土砂によって生き埋めとなり労働者2名が死亡（岡山）

イ 労働災害防止対策等

- ・ 関係労働局に対し復旧工事における労働災害防止対策の徹底について課長通達を7月11付けで発出。あわせて建設業労働災害防止協会ほか建設業界に対して協力要請を行い、関係事業者にも周知することを依頼。
- ・ 7月13日から労働局を通じ、岡山、広島、愛媛、その他地域で、ボランティアの方を含めて、防じんマスクの配布を順次実施。7月19日から防じんマスクなどの保安用品に加えて、塩タブレットについても配布を順次実施。

- ・ 被災地の産業保健総合支援センターにおいて、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応予定（HP 掲載等周知準備中）。

（３）労災保険関係

- ・ ７月９日付 今回の大雨による被害により、労災保険給付請求書における事業主証明や医療機関の証明が受けられなくとも請求書を受理するよう、都道府県労働局に指示。
- ・ ７月９日付事務連絡で、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、都道府県労働局に指示。（事務連絡「平成30年７月豪雨の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」）
- ・ ７月10日付 労災診療費等に関して、以下の内容を都道府県労働局に指示するとともに、日本医師会に周知を依頼。
 - ① 請求の期日を延長すること
 - ② 被災により診療録等を滅失又は棄損等した労災指定医療機関による特例的な請求を認めること
- ・ ７月19日付け 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における労働保険料・障害者雇用納付金等の申告・納期限を延長（平成30年厚生労働省告示第274号）。

（４）社会復帰促進等事業関係

- ・ ７月９日付 今回の大雨による災害等により、アフターケアに関して健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合でも、アフターケアの受診が可能である旨を周知すること等を都道府県労働局に指示。
- ・ ７月12日付 今回の大雨による被害により、事業場が倒産し、賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化を行い、迅速に処理するよう関係労働局に指示。

（５）勤労者生活関係

①勤労者退職金共済機構

- ・ ７月９日付けで、被災した共済契約者（事業場）の掛金について、納付期間を延長することができること、支払手続を簡素化すること等の取扱いが可能な旨をホームページにて周知。
- ・ ７月９日付けで、被災した財形持家融資返済中の方に対する返済猶予措置等をホームページにて周知。

②労働金庫

（被災した顧客への対応状況）

７月９日付けで、東海、近畿、中国、四国労働金庫において以下の対応を実施。

- ・通帳（証書）及び届出印を紛失した場合の払戻について、預金者本人の確認を条件に便宜的に取り扱う。
 - ・定期預金の期限前払戻及びこれを担保とした融資について、事情により取り扱う。
 - ・今回の災害による障害のため支払期日が経過した手形の取扱について、相談に応じる。
 - ・汚損・破損した紙幣及び貨幣の引換（手数料無料）に応じる。
 - ・今回の災害による被害に対する融資及び融資返済金等への相談に応じる。
- （労働金庫店舗等被害状況 7月19日時点）
- ・四国労働金庫
⇒不稼働ATM 宿毛市役所内の1台

（6）各労働局の対応状況について

- ・次の労働局の局内、労働基準監督署、ハローワークに「豪雨被害特別相談窓口」を設置。
 - 京都労働局（7月10日）
 - 愛媛労働局（7月12日）
 - 広島労働局（7月12日）
 - 岐阜労働局（7月12日）
 - 岡山労働局（7月13日）
 - 兵庫労働局（7月13日）
- ※ 鳥取労働局においては、各ハローワークに災害相談窓口を設置（7月9日）
- ・次の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災した学生・生徒等に対する相談を受け付け
 - おかやま新卒応援ハローワーク（岡山市）（7月17日）
 - 愛媛新卒応援ハローワーク（松山市）（7月17日）
 - 広島新卒応援ハローワーク（広島市）（7月17日）

14 雇用関係

（1）雇用保険

- ・7月9日付 関係労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示。（事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確

認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

- ・ 7月11日付 「大雨被害に伴う雇用保険の特例措置に関する Q&A」を厚生労働省 HP に掲載するとともに、関係労働局宛にその旨を情報提供。

- ・ 7月9日付事務連絡で、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、都道府県労働局に指示。（事務連絡「平成30年7月豪雨の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」）

- ・ 7月19日付け 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における労働保険料・障害者雇用納付金等の申告・納期限を延長（平成30年厚生労働省告示第274号）。

(2) 雇用保険及び雇用調整助成金

- ・ 7月10日付 関係労働局宛に事務連絡を発出し、雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金について、事業主及び労働者に対して周知を徹底するように指示。（事務連絡「雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金の周知徹底について」）

(3) 雇用調整助成金

- ・ 7月17日付 全労働局宛に職業安定局長通達を発出し、雇用調整助成金について、生産指標の確認期間の短縮等の要件緩和や、計画届の提出時期の遡及的な取扱いといった特例措置を周知・実施するよう指示。（職発0717第5号「雇用安定事業の実施について」）

(4) 障害者雇用関係

- ・ 7月9日付 事務連絡で、災害発生地域に主な事業所のある企業については、企業からの申し出により、障害者雇用納付金の納付期限を猶予していただくよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して要請。こうした要請を行った旨を、都道府県労働局に対しても周知。（事務連絡「台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて」）

- ・ 7月19日付け 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における労働保険料・障害者雇用納付金等の申告・納期限を延長（平成30年厚生労働省告示第274号）

(5) 派遣労働者の雇用の安定に係る対応

- ・ 7月13日付 豪雨に伴い派遣先が派遣契約を中途解除した場合等に、派遣会社や派遣先における新たな就業機会の確保や休業手当等に関する責務についてまとめた「平成30年7月豪雨に伴う派遣労働に関する労働相談Q & A」を公表。

15 職業能力開発施設関係

(1) 職業能力開発施設の被害状況

以下の被害報告あり。訓練は適宜休講等で対応。引き続き情報収集に努める。

① 公共職業能力開発施設

- ・ 広島県の1施設で、水漏れにより天井が一部崩落、水の流入により訓練機器の電気系統が故障する被害あり。
- ・ 広島県の2施設、岡山県の1施設で敷地の法面がずれる等の被害あり。
- ・ 兵庫県の1施設でグラウンドが一部陥没する被害あり。
- ・ 沖縄県の1施設で台風7号の影響により実習棟の屋根の一部が破損する被害あり。
- ・ 広島県の1施設、愛媛県の2施設、岡山県の1施設、山口県の1施設、兵庫県の3施設、大阪府の1施設、京都府の1施設、石川県の2施設、静岡県の1施設、鹿児島県の1施設、香川県の2施設において雨漏り、床上浸水等の被害あり。

※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の中国職業能力開発大学校に対し、倉敷市社会福祉協議会から災害ボランティアセンター設置の協力依頼があり、7月11日（水）より、同大学校のグラウンド、駐車場及び体育館を無償貸与中。また、7月17日（火）に配電盤等を工事のうえ、同大学校の体育館にエアコンを設置。

② 認定職業訓練施設

- ・ 福岡県の1施設で床上浸水、停電の被害あり。
- ・ 佐賀県の1施設で土砂崩れによる土砂等の流入により窓ガラス破損の被害あり。
- ・ 山口県の1施設、京都府の2施設、兵庫県の1施設において、雨漏りの被害あり。

16 災害ボランティア関係

○全国社会福祉協議会によると、発災から7月17日までに、全国で6万1千人を超えるボランティアの方々が活動

(参考) ボランティア数の内訳

(単位:人)

	発災から 7月13日まで	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	累計
全国	16,844	12,003	17,342	11,880	3,727	61,796
うち、岡山県・広島県・愛媛県	10,203	8,290	13,593	9,438	3,181	44,705

※現時点で把握しているボランティア数であり、今後、変更がありうる。

○12府県内の59市町の社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを設置

府県名	市町村名	開設日	活動開始日	備考
岐阜県	関市	7月9日	7月9日	対象は、市内在住・近郊在住の方
	下呂市	7月12日	7月12日	活動終了
京都府	福知山市	7月9日	7月9日	活動終了
	与謝野町	7月8日	7月9日	対象は、町内在住・在勤の方
	宮津市	7月9日	7月10日	
	綾部市	7月9日	7月9日	対象は、事前申込者
	亀岡市	7月8日	7月9日	当面は募集せず
	舞鶴市	7月10日	7月10日	活動終了
	京丹波町	7月10日	7月10日	活動終了
兵庫県	丹波市	7月8日	7月9日	活動終了
鳥取県	智頭町	7月10日	7月10日	活動終了
島根県	川本町	7月10日	7月10日	活動終了
	江津市	7月10日	7月11日	対象は、県内在住の方（16歳以上）
	美郷町	7月10日	7月11日	活動終了
岡山県	岡山市	7月11日	7月11日	対象は、市内在住・在勤・在学の方
	倉敷市	7月11日	7月11日	
	総社市	7月8日	7月8日	
	高梁市	7月9日	7月9日	
	井原市	7月9日	7月9日	当面は募集せず
	矢掛町	7月11日	7月11日	対象は、県内在住の方
	新見市	7月10日	7月11日	対象は、市内在住・在勤・在学の方
	笠岡市	7月9日	7月9日	当面は募集せず
	浅口市	7月11日	7月11日	当面は募集せず
広島県	広島市	7月10日	7月10日	
	福山市	7月9日	7月13日	
	呉市	7月10日	7月10日	
	三原市	7月10日	7月10日	
	東広島市	7月9日	7月13日	
	竹原市	7月10日	7月13日	
	江田島市	7月10日	7月10日	
	海田町	7月10日	7月11日	対象は、海田町及び広島市安芸区在住の方

				方 7月19～20日は募集せず
	世羅町	7月9日	7月11日	対象は、町内在住、在勤の方
	尾道市	7月12日	7月14日	対象は、市内在住・在勤・在学の方（高校生以上）
	坂町	7月9日	7月12日	
	熊野町	7月10日	7月11日	対象は、町内在住の方 7月26日から活動再開予定
	府中市	7月10日	7月12日	対象は、市内在住・近隣市町在住の方
	安芸高田市	7月11日	7月15日	対象は、電話予約された方
	府中町	7月11日	7月11日	対象は、町内在住・在勤・在学の方
	庄原市	7月11日	7月11日	対象は、市内及び近隣の市町村、庄原市に縁のある方
	三次市	7月11日	7月11日	募集終了
	大崎上島町	7月12日	7月12日	町内に在住・在勤で高校生以上の方 活動は土・日曜日
山口県	周南市	7月9日	7月9日	対象は、県内在住で通える方
	光市	7月9日	7月11日	対象は、県内在住で通える方
	岩国市	7月10日	7月10日	対象は、県内在住・広島県在住（日帰り可能）の方
愛媛県	今治市	7月9日	7月10日	対象は、市内在住の方
	宇和島市	7月9日	7月10日	
	大洲市	7月10日	7月10日	
	西予市	7月9日	7月11日	
	鬼北町	7月9日	7月10日	当面は募集せず
	松野町	7月12日	7月12日	対象は、町内在住の方
	上島町	7月10日	7月10日	活動終了
高知県	安芸市	7月9日	7月9日	活動終了
	宿毛市	7月10日	7月10日	活動終了
	大月町	7月11日	7月11日	活動終了
福岡県	福岡市	7月8日	7月8日	当面は募集せず
	久留米市	7月9日	7月11日	対象は、県内在住の方
	飯塚市	7月9日	7月9日	当面は募集せず
	嘉麻市	7月9日	7月10日	対象は、電話での事前登録者
佐賀県	基山町	7月9日	7月9日	活動終了

○全国社会福祉協議会から各社会福祉協議会の災害ボランティアセンターに対し、ボランティアの方々の十分な休憩・給水などの熱中症予防対策について再度徹底（7/15）

○全国社会福祉協議会から報道機関に対し「災害ボランティア活動参加への報道にあたってのお願い」により協力を依頼（7/12）

※災害ボランティアに対し、「募集実施・募集終了の最新情報」や「活動

上の注意事項（装備、熱中症等）」等を各センターホームページ等で確認するよう呼び掛けを依頼

17 消費生活協同組合関係

7月7日付で、共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。

18 独立行政法人福祉医療機構関係

（独）福祉医療機構において相談窓口を設置し、今回の被害にかかる相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資、返済猶予についての相談を開始。

19 生活福祉資金貸付関係

7月13日付けで、各都道府県に対して、当座の生活費を貸し付ける「緊急小口資金」について、被災世帯への対象拡大など貸付要件の緩和等を周知。

20 労働局、厚生局の被害状況

I 労働局

1 災害対策本部の設置

- ・ 7月7日（土）岡山労働局及び広島労働局が災害対策本部を設置
- ・ 7月9日（月）鳥取労働局及び愛媛労働局が災害対策本部を設置

2 その他の労働局

- ・ 現時点で被害報告なし

II 厚生局

- ・ 現時点で被害報告なし

21 生活保護関係

7月19日付けで、被災者の生活保護の取扱いについては、東日本大震災と同様の取扱いとして差し支えない旨、全国の自治体に事務連絡を発出。

（災害救助法適用自治体には、7月9日及び17日に、先行してメールでお

知らせ済み)

[東日本大震災の際の取扱い]

- ・ 申請権の侵害がないよう対応
- ・ 知人宅等に避難している場合も、従前の住居（賃貸借）に対して住宅扶助の支給が可能
- ・ 被災後緊急的に配分される義援金は、包括的に一定額を自立更生に充てられるものとして計上し、収入認定しない取扱いとして差し支えない

以上